

# 農業委員会により「天北」

臨時号 平成28年12月5日  
発行 中頓別町農業委員会  
編集 農政担い手対策委員会  
中頓別町字中頓別172番地6  
TEL6-1111

## 農業委員研修視察について

会長 森川 健一

農業委員の任期3年目ということで、この度、一般社団法人北海道農業会議へ出向いて(平成28年11月14日)、研修をして参りました。

農業委員4名と事務局2名の6名で農業会議の総務・企画担当の三本義輝部長から細かく説明を受けました。

今回の研修テーマは、改正農業委員会法ということで、平成29年7月に新たな体制となる農業委員等について、深く掘り下げる研修となりました。



(右手前から) 三本部長、千葉主査、鈴木委員、石井代理  
(左手前から) 藤田事務局長、森川会長、常本委員

研修の内容は、次のとおりです。

### ■農業委員会法改正に伴う新たな農業委員の選任等

#### 1 新たな農業委員会法が4月1日に施行

道内では、市町村任命の農業委員会は7農業委員会で、福島町・北斗市・共和町・洞爺湖町・足寄町・帶広市・釧路町が、新たな農業委員会法による農業委員会となっています。これからも平成29年6月までに、新制度に移行する農業委員会は、清里町・津別町・美幌町・札幌市の4農業委員会となっています。道内の多くは、7月19日に任期を迎える142農業委員会が改選となります。

ちなみに、枝幸町は平成30年4月30日までの任期となっています。

#### 2 農業委員会が行う業務

これまで、任意業務だった「担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消」業務が、今年度から必須業務に位置付けられ、「農地等の利用の最適化の推進(①担い手への農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進)」の業務を行うことになりました。

その他、「総会の議事録」や、「農地等利用の最適化の推進の状況、農業委員会事務の実施状況等」の公表も必須業務になっています。

また、任意業務であった「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮詢への答申」は、法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除されましたが、「関係行政機関に対する農業委員会の意見の提出」という文言で条文化されています。

### 3 農業委員会

#### (1) 農業委員について

農業委員になれない者は、①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。この2つの要件のみとなります。

したがって、住所の要件がないので、農業委員会の区域外に住所を有している者でも農業委員になることができます。また、農業者の要件がありませんので、農業経営をしていなくても、農業委員になることができます。

任期は、これまでと同様に3年です。

任期途中で農業委員でなくなる場合は、

- ①市町村長による罷免(議会の同意を得て)、
- ②失職(農業委員になれない者として、上記の①又は②に該当したとき)、
- ③辞任(市町村長及び農業委員会の同意を得て)

このため、任期途中で離農するなど、農業者でなくなつても失職しません。

また、団体から推薦を受けた理事が、理事でなくなつても失職することはありません。

#### (2) 農業委員の定数

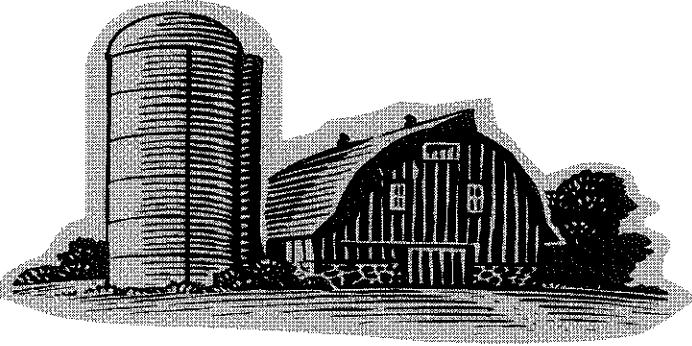
農業委員の定数は、市町村の条例で定めることになっています。定数の基準は、①基準農業者数と②農地面積に応じて上限が定められています。

中頓別町の場合は、「基準農業者数(30a以上の農業経営体)が1,100以下」に該当し、最適化推進委員を委嘱する場合は上限14人、最適化推進委員を委嘱しない場合は上限27人まで、法律的には定数を定められることになっています。

この最適化推進委員については、中頓別町は、農地の担い手への集積率が70%以上で遊休農地率1%以下であるため、委嘱しないことができる市町村に該当しています。

#### (3) 農業委員の選任

国の資料「新たな農業委員会制度がはじまります!」に基づき、「農業委員の任命について」、「次期改選に向けて」など、詳しく説明を受け、意見交換をしてきました。



## 町長に意見書を提出しました

11月21日、森川会長が小林町長に意見書を提出しました。小林町長からは、農業委員会の意見を尊重したいとの意向が示されました。

意見書の内容は、次のとおりです。

### 「中頓別町農業委員会の委員定数について」

日頃から農業委員会の活動に多大なるご協力、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

国は成長戦略の主要課題としての農業改革を打ち出し、平成26年の規制改革国民会議の答申に基づいた農業委員会等に関する法律の改正法案は、平成27年8月28日に可決、9月4日に公布されました。

改正法の農業委員会に係る主な項目は、①農業委員会の事務の重点化、②農業委員の選出方法、③新たな委員（農地利用最適化推進委員）の創設、④事務局の強化、⑤情報の公開、⑥国や都道府県組織の変更からなっており、農業委員会等に関する法律は大きく変わりました。

とりわけ、②農業委員の選出方法については、選挙制度の廃止、団体推薦の取止め、委員定数の削減、農業者等からの推薦や公募の候補者を議会の同意を得た上で、市町村長が任命することになりました。

平成28年11月8日の総会において、中頓別町での次期改選期に向けて、農業委員の定数について審議したところ、農業経営体数の減少等を考慮した結果、1名減で意見がまとまったところです。

また、担い手への農地の集積率や遊休農地率により、③農地利用最適化推進委員を置かないことができる農業委員会として位置付けられ、委嘱しないことに決定したところです。

このため、農業委員会委員の定数条例の改正に当たっては、現行の8人から7人とされますよう要請致します。

なお、国では、農地利用最適化推進委員を置かない農業委員会であっても、農業委員がその業務を担うことから、農業委員の活動実績や成果に応じた手当又は報酬のみに使途を限定した農地利用最適化交付金を措置したところです。このため、交付金の趣旨を考慮いただき、検討されまよう合わせて要請致します。

### 【編集後記】

現在、生乳生産を専業とする農家戸数は、40戸を切っています。

以前から、来年7月の改選期に当たり、農業委員の定数が現在の定数で果たして成り立つのか、悩んでいました。少ない酪農経営者で、各種団体の役員も担わなければならず、その傍ら、365日、牛の健康管理や天候に左右されながらの飼料作物の収穫など…。

新たな農業委員会制度で、中立の立場の農業委員も誕生することになりますが、現行8名を7名体制にするよう意見がまとまりましたが、農業委員会運営に支障の出ない、最低限の定数だと考えています。

(栗林)

## 農業委員会総会で承認

11月8日の総会で、農地利用適正化推進委員を設置しないこととしました。

また、農業委員定数を1名減とする意見書を町長に提出することを承認しました。

審議した議案の内容は、次のとおりです。

### 議案第3号

#### 農地利用最適化推進委員の設置について

農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づく、農地利用最適化推進委員の委嘱に関して、法第17条第1項第2号の規定による「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村」が公告（平成28年10月17日官報（第6879号）掲載・農林水産省告示第二千四十七号）され、中頓別町は、その対象市町村に位置付けられたことから、委嘱の可否について、審議を求める。

平成28年11月8日 提出

中頓別町農業委員会 会長 森川 健一

### 議案第4号

#### 農業委員定数について

平成28年4月1日より施行された改正農業委員会法により、平成29年7月に改選を迎える農業委員については、選出方法が変更され、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本となります。

原則、農業委員の過半を認定農業者とすること、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をできる者を1人以上入れること、女性・青年も積極的に登用するよう、農業委員会の改革の方向が示されています。

中頓別町においては、農業経営体の減少も相まって、1経営体に係る各種団体等役員の占める割合も大きくなっています。

このため、現行の選挙制と市町村長の選任制の併用による農業委員の定数は、選挙委員5名と選任委員3名を合わせると8名となっていますが、平成28年第4回定例会で中頓別町農業委員会の委員の定数条例を改正する予定であることから、議案提出をする中頓別町長に対し、1名減とする旨の意見書を提出することの承認を求める。

平成28年11月8日 提出

中頓別町農業委員会 会長 森川 健一